

令和5年3月28日（火曜日）

議案第35号、令和5年度摂津市一般会計補正予算（第1号）質疑

議事録（[351t.pdf \(city.settsu.osaka.jp\)](#)）

（抜粋）

○山口総務部長

それでは、議案第35号、令和5年度摂津市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案内容を御説明いたします。本件につきましては、国において特例臨時接種の期間延長が決定し、新型コロナウイルスワクチンの追加接種のスケジュールが示されたことから、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種事業の予算を計上するものでございます。

初めに補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,077万8,000円を追加し、その総額を461億7,577万8,000円とするものでございます。補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款15国庫支出金、項1国庫負担金3億5,213万8,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金でございます。項2国庫補助金3億864万円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金でございます。

次に、歳出についてでございますが、款4衛生費、項1保健衛生費6億6,077万8,000円の増額は、ワクチン接種委託料など新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用でございます。

以上、議案第35号、令和5年度摂津市一般会計補正予算（第1号）の内容説明とさせていただきます。

○福住礼子議長

説明が終わり、質疑に入ります。松本議員。

○松本暁彦議員

それでは、補正予算第1号の件について質疑をさせていただきます。

新型コロナワクチン接種に関しましては、これまでも一貫して副反応による健康被害の懸念を指摘してまいりました。

改めて、新型コロナワクチン接種の令和5年度のスケジュールと打つワクチンのタイプについて、そして、新型コロナワクチン接種での健康被害認定について、市の状況と全国での状況について、具体的事例も含めてお聞かせください。

○福住礼子議長

保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事

令和5年度に開始する新型コロナウイルスワクチン接種と健康被害認定についての御質疑に答弁いたします。

令和5年度につきましては、自己負担のない特例臨時接種の期間が年度末の令和6年3月31日まで延長されており、5月8日からは、1、2回目の初回接種を終えた方のうち、65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する5歳から64歳までの方、また、医療従事者等を対象とした令和5年春開始接種が、9月頃からは、初回接種を終えた5歳以上の全ての方を対象とした令和5年秋開始接種が進められることとなっております。

本市としましては、希望する対象者が速やかに接種できるよう、接種券の発送や市内医療機関の接種枠の確保に取り組んでまいるところでございます。

また、使用するワクチンでございますが、令和5年春開始接種については、現在使用しているオミクロン株対応2価ワクチンとなっております。令和5年秋開始接種については、引き続き国において検討されることとなっております。このほか、5歳から11歳と乳幼児に対するワクチン接種は、引き続き継続することとなっております。

次に、健康被害の認定状況ですが、本市における予防接種健康被害救済制度の申請については3件ございますが、国の審査を経て認定に至ったケースは現時点でございません。

また、国における予防接種健康被害救済制度の状況は、令和5年3月17日時点で、自治体からの進達が6,719件となっております。そのうち認定に至った件数が死亡41件を含む1,829件、否認が219件となっております。国から公表されている審議結果として一例を一部申し上げますと、糖尿病、高血圧症、脂質異常症の基礎疾患を有する66歳男性が突然死として死亡一時金等が認定されたケース、81歳男性が脳梗塞、心房細動として医療費等が認定されたケース、89歳女性が咽頭浮腫として医療費等が認定されたケースなどがございます。

○福住礼子議長

松本議員。

○松本暁彦議員

ありがとうございます。それでは、2回目の質疑をさせていただきます。

まず、現状については理解をいたしました。新型コロナワクチン後遺症については、まだまだマスコミで取り上げられていません。予防接種健康被害救済制度も御紹介のあったとおりで、これは、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定をするものです。

先ほど事例を挙げていただきましたが、これは高齢者だけでなく、最新の3月17日で認定された一部を紹介しますと、女性20歳、ギラン・バレー症候群疑い、医療費、医療手当で認定、男性18歳、急性心筋炎、医療費、医療手当で認定、男性13歳、急性心膜心筋炎、医療費、医療手当で認定というもので、先ほどの紹介も含め、高齢者から若い世代、基礎疾患ありからなしの方まで幅広く健康被害が生じております。

そして、オミクロン株対応でも、医療機関からの副反応疑い報告で、死亡報告が既に

3月10日時点で44件となっております。今後、これらの方々も予防接種健康被害救済制度の申請をされることと思います。

5月以降で使用される従来型とオミクロン株対応のワクチンの安全性については、改善されたとは聞いておりません。安全性が改善されていない以上、継続される臨時接種6回目、7回目の接種でさらなる健康被害が引き起こされることは明らかであります。

加えて、3月7日の厚生労働省資料では、従来型ワクチンの感染予防効果として、3回目接種が6週間程度と記載をされています。たったの6週間でございます。4回目はさらに短いと書かれております。国は、これまで、思いやりワクチンとして感染予防効果をうたって接種を促してきましたけども、誰もこのような短期間の効果しかないとは知りません。説明と実態が異なってきていることを国民に適切に知らせず、その上で接種を続けることは適切なのでしょうか。

最後に、確認したい事項があります。令和5年度からは公的関与の有無というのが3月7日の厚生労働省資料に記載をされております。公的関与があることは、接種の勧奨、努力義務があり、公的関与がないことは、完全な個人判断によるというものです。

改めて、接種対象者と公的関与の関係について、臨時接種ではどのようなものか、お聞かせください。

○福住礼子議長

保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事

予防接種法上の公的関与につきましては、原則として、臨時接種には接種勧奨と接種を受ける努力義務の規定が適用されますが、例外的に適用除外とすることができることとされております。

令和5年度に開始する新型コロナワクチン接種は、臨時接種と同様の趣旨で実施されるものであることから、対象者のうち、65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する方には引き続き公的関与の規定が適用されますが、基礎疾患を有しない方や医療従事者等には適用除外として公的関与の規定を適用しないこととされております。

○福住礼子議長

松本議員。

○松本暁彦議員

ありがとうございます。これで最後、要望とさせていただきたいと思います。接種対象と公的関与の関係については理解をいたしました。これはあまり報道されておらず、ほとんどの方が知りません。医療従事者等でも、もはや接種は努力義務でも勧奨でもないということです。

既に新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザよりも弱毒化していると国資料にも記載され、5月には2類から5類に下げられることも踏まえ、もはや緊急性は認められず、まずは接種を中止し、医療機関からの死亡報告約1,500件を含む約3

万6,000件の副反応疑いの検証と、健康被害認定審査の速やかな審議を優先すべきであります

その上で安全性を改善したワクチンで接種を開始するならまだしも、実際はそうではありません。ワクチン接種は医療行為であり、健康な人に害を及ぼす場合は、速やかに接種を中止し検証するのが普通で、前回の子宮頸がんワクチンでもそうであったはずが、今回はありません。なぜか安全性のゴールポストが動かされております。この状況での接種継続は、今後においてメリットよりもリスクが大きいものと考えます。

特に、重症化リスクの少ない小児や幼児に、確率は低くても死亡・重篤化する事例があり、信頼性に疑義が生じてしまうものを打ち、健康被害リスクを負わすことは適切なのでしょうか。接種は慎重に期すべきものと考えます。高齢者として同様です。特に高齢者の多くは、テレビや新聞といった限られた情報源でしか情報を得られておりません。私が今紹介した資料は全て国のホームページから入手できるものであり、インターネットでは様々な情報を集め、分析して接種判断を行うことができます。それが接種率の世代差を起こしている要因の一つと考えられ、この対応も求められます。ワクチン接種は国事業であり、市としてやらざるを得ないことは理解をしております。

しかし、工夫すべきことはあります。最後に、以前から要望しているものを含め、5点を要望して終わりたいと思います。

- 1、小児や幼児への接種券一律送付をやめ、希望申請制にすること、
- 2、公的関与の関係について市民に周知をすること、併せて、医療従事者等への意図しない接種を強要しないことを周知すること、
- 3、予防接種健康被害救済制度への申請に関わる支援制度構築を行うこと、
- 4、ワクチン接種歴の保存期間について、将来的な後遺症に備え、乳幼児が大人になるまで責任を持てるよう、現状5年のところを少なくとも20年以上に延長すること、
- 5、健康被害の実態について、さらに市民に周知すること、具体的には、健康被害の認定の実態を国の資料に基づき紙媒体で接種券に同封すること、以上を要望いたします。

あわせて、担当部署としては、これらの要望に対して、国が指示しないから、他市がやっていないから、業務が増えるからという行政事務主体の議論ではなく、摂津市として市民の命、健康を守るためにどうすべきか、市民主体の議論を行い、真摯に考え、検討することを要望いたします。

本市として、新型コロナウイルス感染症で失われた命だけでなく、ワクチンを打つことで失われる命があることも認識し、健康被害に対しても市民にとって最大限の対応をすることを要望いたします。

以上です。

○福住礼子議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(重要な部分はマーカーしています。)